

施 運 第 575 号

平成 28 年 9 月 5 日

各社会福祉施設等管理者 様

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

社会福祉施設等における水害等に備えた警戒避難体制の確保について

非常災害対策及び入所者等の安全の確保については、平成 28 年 9 月 2 日付け施運第 568 号により通知したところですが、今回これに関連して、国から別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、今後も台風の上陸が予想されるとともに、これに伴い水害・土砂災害の発生のおそれがあることから、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を活用いただくなどし、災害発生の危険性が高まった場合に適切な対応がとれるよう、警戒避難体制の確保について、十分留意いただくようお願いいたします。

記

○内閣府（防災担当）作成資料について

・資料名

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン 平成 27 年 8 月」

・資料を掲載している内閣府のホームページアドレス

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline\\_2015.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline_2015.html)」

法人運営 G

主査（社会福祉法人）藤田

TEL: 011-205-5275

FAX: 011-232-1097

事 務 連 絡

平成28年9月2日

都道府県

各 指定都市 民生主管部局 御中

中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局高齢者支援課

今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について（周知依頼）

平素より、社会福祉の推進につき、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、台風第10号に伴う暴風雨等による災害により、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて多数の入居者が亡くなるなど、各地で甚大な被害が発生しています。

こうした状況を受け、内閣府及び消防庁においては、今後も台風の上陸が予想されるとともに、これに伴い水害・土砂災害の発生のおそれがあることから、本日付けで、別添のとおり、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の内容について、改めて周知を図るとともに、避難準備情報が発令された場合には、災害時要配慮者の立ち退き避難を求めるなど、特に徹底すべき事項に関して、各都道府県防災担当主幹部局長あて事務連絡がなされたところ  
です。

貴課におかれましても、当該事務連絡の内容について十分に御了知いただくとともに、管内市町村及び社会福祉施設等に対する周知を図るほか、災害発生の危険性が高まった場合には、各社会福祉施設等において適切な対応がとられるよう、積極的な情報提供・助言をお願いいたします。